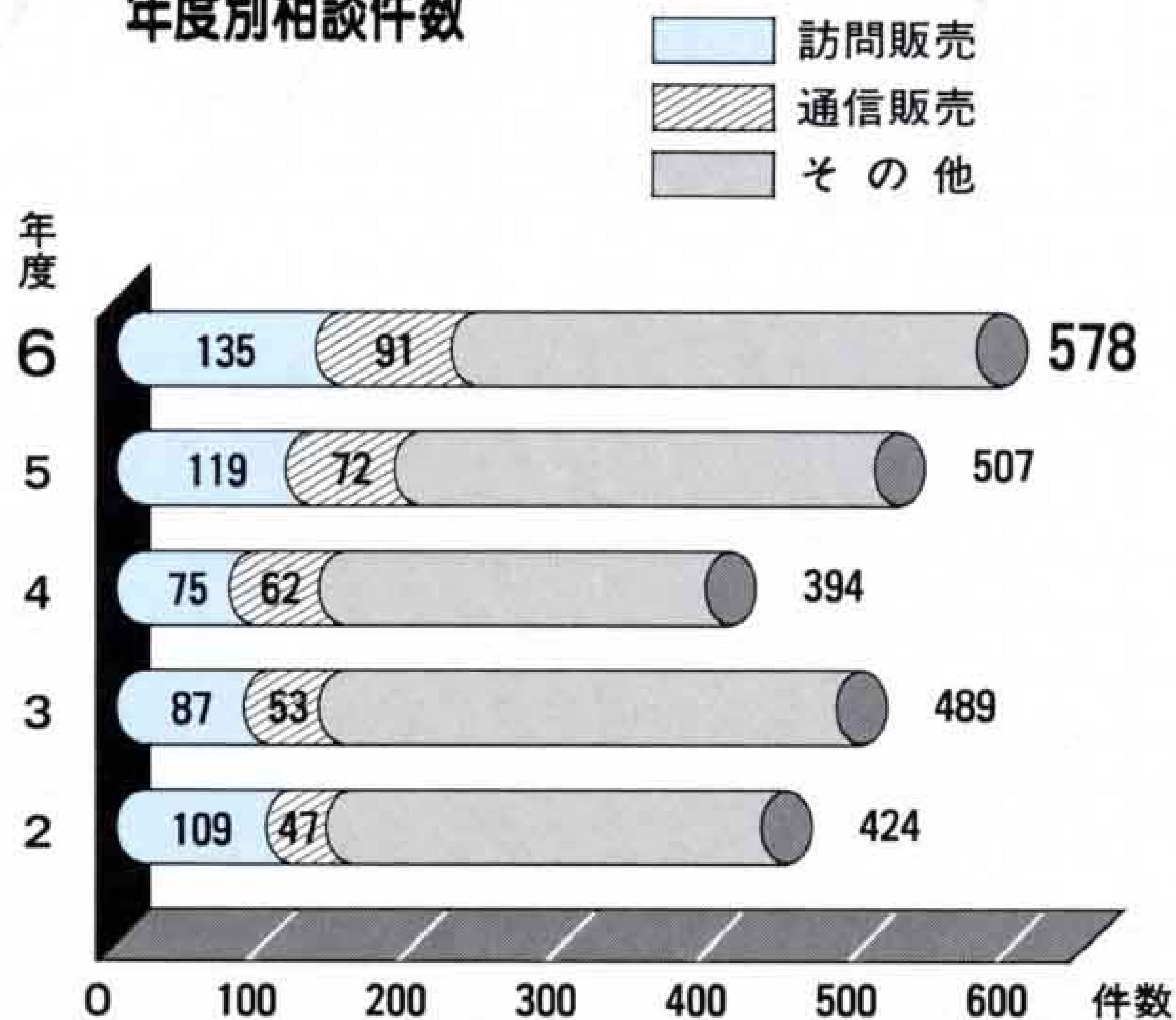


悪質商法が

あなたを狙っている



●消費生活センターに寄せられた
年度別相談件数



悪質商法というのは、一言でいえば人の弱みにつけ込んで、言葉巧みに高額な商品などを売りつけるものです。その手口は実にさまざま。街頭で声をかけられたり、訪問販売や電話勧誘などで商品やサービスを売りつけられたりします。

「悪質な手口の被害に遭った」「解約したい」など、富士市消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成六年度で五百七十八件と過去最高。業者の手口もより巧妙になり、内容も複雑化しています。

悪質商法の被害から身を守るためにはどうすればいいか―実例を挙げて紹介します。

相談例① (相談者 20歳 男性)
以前に契約した行政書士講座を未終了のままにしていたら、再度契約を迫られて...

以前に行政書士講座の契約をしたのだが、内容が難しいので途中でやめてしまった。受講料の支払も済んでいるのに、その後電話で「簡単な書類に目を通すだけで行政書士の資格が取れる。試験に合格すれば五万円から十五万円の収入が得られる」と再度強く勧誘され、断りきれず契約してしまっただけが解約したい。

注意点

以前に資格取得講座を受講したことのある人に対し、電話で「まだ講座は終了していない。続きを受講しなければならぬ」などと新たな契約を迫る悪質な業者があります。

相談例② (相談者 29歳 男性)
クイズに答えるよう街で声をかけられ、その後、長時間にわたり商品を勧められて...

若い女性に「クイズに答えてください」と声をかけられ、宝石店に案内された。クイズが終わった後、「結婚に備えて、今のうちから宝石は準備しておいたほうがよい。今なら、百四十四万円のダイヤのネックレスが、百二十四万円で購入できます。五年たったら百

悪質
巧妙
なまなまな手口

◎相談例①～③は、消費生活センターが相談を受けて、解決されています。



二十四万円で買い取るシステムもあります」と二人の女性に二時間ほど勧誘され、断りきれず契約してしまっただけ、結婚も決まっておらず、必要な物ではないので解約したい。

注意点

街頭で突然アンケートやクイズの名目で声をかけ、その後、長時間にわたり商品の購入を勧めるキヤッチセールスを行う業者があります。

相談例③ (相談者 54歳 女性)
知人に健康食品を勧められ、購入したが:

知人に「便秘で悩んでいるならこれを飲むとよい」と健康食品を勧められ、健康セミナーと称する会にも誘われて出かけた。セミナーでは、「〇〇を飲んで病気が治った」という体験談を聞き、その後購入して二カ月間飲んだが、体調の変化は見られなかった。マルチ商法だからやめた方がよい、と指摘され、高額であり、効果が見られないので、残っている商品を返品したい。

注意点

健康食品などの販売は、〇カ月、〇年分のように多量の商品の購入を勧めるケースがあります。

悪質商法から身を守る

ポイント

簡単にドアを開けずに

まず聞こう 名前と目的

不用意にドアを開けると、勧誘員はあの手この手で迫ってきます。開ける前に、名前と目的を確認してください。

あやしいぞ 他人のふところ

聞く業者

「月々のお小遣いはいくらか」とか、「月一万円なら払えるでしょ」などと聞いて、契約の総額を言わない業者は注意してください。

もうけたいと思う

あなたの心に落とし穴

うまい話には、必ず裏があります。たとえ、もうかる人がいたとしても、それはごく一部の人のことです。また、知人・友人を紹介することによって、人間関係がまずくなり、自分が被害に遭うばかりでなく、他人にも迷惑をかけることとなります。

勇気を持って

はつきり言おう 「いいえ、ありません」

電話勧誘などで、注意しなければならぬのは、断るつもりで言った「結構です」が「大変結構です」ととらえられたり、「いいです」「よろしいです」と曲げて解釈されてしまったりすることがあります。必要のない商品やサービスは、勇気を持ってはつきりと「いいえ、ありません」と断る必要があります。

御存じですか？

クーリング・オフ制度

クーリング・オフができる条件

☆訪問販売などの場合、契約してから八日以内であること。八日間とは、契約した日から解約の書面を発信した日になります。

☆マルチ商法の場合は契約してから十四日以内であること。

☆購入した商品やサービス・権利が、法律で指定されている物。

次のような場合はクーリング・オフの対象となりません

・三千円未満の現金一括払いの取引をした場合

・化粧品や健康食品などを、全部もしくは一部消費した場合

・電話などで誘われる通信販売や、直接店舗へ出向いて購入した場合

クーリング・オフには 内容証明郵便が確実です

クーリング・オフの手続は、内容証明郵便を利用するのが確実な方法です。解除することを記入するだけで、理由など書く必要がありません。この郵便は、発信日時や確かに相手に届いたことを証明してくれるため、トラブルが起きたとき、有力な証拠となります。

※知人・友人を紹介させることにより、販売組織を拡大していく商法

内容証明郵便の書き方例

契約解除通知

購入者

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

被通知人

住所 ○○○○

販売会社代表(氏名) 殿

商品名 ○○○○

契約年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

販売員 ○○○○

右の購入契約を解除します。

※(代金の一部を払った場合のみ以下を加える)

つきましては、当該契約に際して支払いました金○○○○円は、○○銀行○○支店(普通預金)口座○○号へ振り込んで下さい。

なお、商品は早めに引き取って下さい。

平成〇〇年〇月〇〇日

★用紙は3部複写

(消費生活センターにあります)

★富士・吉原・富士北・鈴川郵便局で受け付けます

消費生活相談

勧誘を受けて迷ったとき、契約してしまったけれど解約したいときは、すぐに保健女性センター2階消費生活センターへ。

相談方法 電話または来所
とき 毎週月～金曜日
9:00～16:00
電話 64-8996